

印西市入札予定価格の事前公表に関する事務取扱要領

(目的)

第1条 この要領は、市が発注する建設工事等（工事若しくは、製造の請負、調査・測量・設計等の業務委託、工事中資材若しくは物品の購入その他）の入札に係る予定価格の事前公表を実施することにより、入札及び契約手続きのより一層の透明性の向上を図ることを目的とする。

(対象)

第2条 事前公表の対象となる事業は、総合評価競争入札を除くものとし、印西市入札等審査会に諮ったうえで、予定価格を事前に公表することができる。

2 前項に示す事前とは、入札を執行する公告又は指名通知を行う時点をいう。

(公表)

第3条 事前公表の時期及び方法は、入札を執行する公告、指名通知書及び、現場説明書のいずれかに記載する。

(入札について制限する事項)

第4条 予定価格を上回る価格による入札書が提出された場合は、これを無効とする。

2 入札の回数は1回とし、再度の入札は行わないこととする。

3 市長は、必要があると認めるときは、入札者から、入札価格の内訳書の提出を求めることができる。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要領は、施行日以後に発注する事業から適用する。